平成２７年（フ）第１３９号
金沢市割出町267番地２、従前の住所金沢市北安江２丁目28番15号
債務者　野崎　　健
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１４０号
金沢市大豆田本町ハ32番地１　サンフラワー201
債務者　横西美千代
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１４２号
金沢市長町３丁目８番28号　メゾン・ド・ジュネス長町201号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字柳田忠部49番地２
債務者　大塚　正人
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第５６号
長野県上田市諏訪形1377番地90
債務者　水出　宏二
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５７号
長野県上田市諏訪形1377番地90
債務者　水出りつ子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４５号
岐阜県多治見市大針町191番地の21
債務者　山口　由記
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４２０号
滋賀県甲賀市水口町名坂160番地―302号
債務者　末永　義和
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８６号
大津市錦織１丁目22番２号、前住所神奈川県大和市西鶴間５丁目19番２号
債務者　白石　真弓
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０８号
大津市滋賀里３丁目14番17号　アルカディア大津202、前住所大津市下阪本２丁目19番23号
債務者　和田　　悠
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５号
滋賀県草津市志那中町54番地１　常盤団地Ｂ棟403号
債務者　山森　智美
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３４号
大津市衣川１丁目11番18号
債務者　山田　美和（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３７号
滋賀県草津市野村６丁目１番３号、前住所大津市松原町15番６―201号
債務者　田中多恵子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４１号
滋賀県湖南市岩根1757番地
債務者　小林　友子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４３号
滋賀県草津市青地町213番地１　ディアコート青地Ｉ429号、前住所愛媛県新居浜市観音原町乙93番地の51
債務者　生田美由紀
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５６号
滋賀県湖南市岩根3343番地３　303号、前住所静岡県富士市入山瀬２丁目３番２号　王子特殊紙株式会社社宅Ｂ―401号
債務者　武内　知香
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５７号
滋賀県野洲市行畑２丁目16番９号
債務者　髙田　千佳
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
鳥取県境港市米川町207番地　レオパレスＫＳＥＶＥＮ109
債務者　大塚　英和
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部